

報道関係者 各位

令和8年10月5日(月)

【照会先】

愛知労働局労働基準部賃金課

賃金課長 佐野 晃

主席地方賃金指導官 柳澤 敦子

専門監督官 松永 昌剛

電話番号 052(972)0257

最低賃金の履行確保に係る監督指導結果

愛知労働局（局長 久知良 俊二）では、最低賃金の履行確保を図るため、令和8年1月から3月にかけて県内の14の労働基準監督署（支署）において、愛知県最低賃金に近い賃金額で働く労働者が多いと思われる業種等の事業場を中心に監督指導を実施しました。

今般、その結果を下記のとおり取りまとめましたので公表します。

愛知労働局においては、引き続き最低賃金について周知徹底を図るとともに、最低賃金法違反とみられる事業場に対しては厳正に指導を行ってまいります。

なお、令和8年10月1日から愛知県最低賃金は55円引き上げられ時間額1,195円に改正されています。

記

【監督指導結果の概要】

（1）監督指導の実施事業場数（別紙図表1）

910 事業場

うち、最低賃金法違反があったもの 96 事業場（全体の10.5%）

（2）最低賃金未満の労働者の状況及び違反の傾向

- ① 監督実施事業場の全労働者数（15,339人）のうち、愛知県最低賃金未満であった者は293人（1.9%）で、そのうち205人（70.0%）は女性であり、88人（30.0%）が男性である。
（別紙図表2）
- ② 最低賃金未満であった293人を年齢別に見ると、40～49歳の労働者が全体の20.8%と最も多く、次いで65歳以上の労働者が18.4%となっている。（別紙図表3）
- ③ 最低賃金未満であった労働者のうち、78.5%が非正規雇用の労働者であった。（別紙図表4）
- ④ 最近5年間の監督実施状況については別紙図表5のとおり。
- ⑤ 令和8年1～3月に監督を実施した事業場のうち、主な業種の違反率は別紙図表6のとおり。
 - 製造業 : 11.8%
 - 卸売業、小売業 : 9.1%
 - 宿泊業、飲食サービス業 : 8.8%

- 生活関連サービス業、娯楽業 : 9.1%

(3) 監督実施事業場の最低賃金に対する認識 (別紙図表7)

監督を実施した 910 事業場のうち、「適用される最低賃金額を知っている」のは、872 事業場 (95.8%)、「最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている」のは、28 事業場 (3.1%) であり、「最低賃金が適用されることを知らなかった」のは、10 事業場 (1.1%) であった。

(4) 違反事業場の最低賃金額以上を支払っていなかった理由 (別紙図表8)

違反のあった 96 事業場のうち、最低賃金以上の賃金を支払っていなかった理由は、「賃金を時間額に換算して比較していなかった」(29 事業場、30.2%) で最も多く、次いで「最低賃金の改定(金額・発効日)を知っていたが賃金の改定をしていなかった」(28 事業場、29.2%) であった。

最低賃金額以上の賃金を支払っていなかった理由の中には、「適用される最低賃金額を知らなかった」、「労働者本人との合意があれば最低賃金未満でも良いと思っていた」、「労働能力が低い場合は適用されないと思っていた」、「売上減・コスト増により最低賃金を払うことができなかった」等の回答があった。

【 厚生労働省・愛知労働局・労働基準監督署等の対応 】

(1) 最低賃金制度及び最低賃金額についての幅広い周知 (別添1 参照)

- ① 地方公共団体の広報誌等への掲載要請等
- ② 経営者団体、事業者組合傘下事業者、業界団体等への周知要請等
- ③ アルバイトを行う学生等への周知を大学・専門学校等各種教育機関に要請等
- ④ 金融機関、スーパー等商業施設、図書館、道の駅等へのポスター掲示依頼等
- ⑤ 外国人労働者向け周知のため、自治体外国人相談コーナー、在名古屋総領事館、日本語学校等へのポスター掲示依頼等

(2) 最低賃金の履行確保を図るため、事業場に対する監督指導の実施

(3) 中小企業・小規模事業者に対し、政府が賃金引上げの環境整備のために講じている各種の支援施策をパッケージとしてまとめ、周知及び活用促進を図る (別添2 参照)

(4) 第2回愛知県最低賃金ポスターデザインコンテストを開催中 (別添3 参照)

本年度も、最低賃金周知を目的としたポスターデザインを、県内在住及び県内学校へ通学する学生から募集している。最優秀賞デザインを用いてポスター等を作成し、周知・広報等に活用する。

※ 令和8年度改正愛知県最低賃金(1,195円)の周知・広報に係るポスター・リーフレットは、別添1のとおりです。

※ 最低賃金には、地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の2種類があり、現在、愛知県では、地域別最低賃金として「愛知県最低賃金」が、特定(産業別)最低賃金として「鉄鋼業」、「輸送用機械器具製造業」が適用されています。

※ 最低賃金は毎年見直しが行われています。

※ 第2回愛知県最低賃金ポスターデザインコンテストにかかる特設ページはこちらです。



○ 最低賃金法（昭和34年法律第137号）

（最低賃金額）

第3条 最低賃金額（最低賃金において定める賃金の額をいう。以下同じ。）は、時間によって定めるものとする。

（最低賃金の効力）

第4条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

3・4項（略）

（最低賃金の競合）

第6条 労働者が2以上の最低賃金の適用を受ける場合は、これらにおいて定める最低賃金額のうち最高のものにより第4条の規定を適用する。

2項（略）

（地域別最低賃金の原則）

第9条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2・3項（略）

（地域別最低賃金の決定）

第10条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

2項（略）

（地域別最低賃金の改正等）

第12条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

（特定最低賃金の決定等）

第15条 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

2・3・4・5項（略）

第16条 前条第2項の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない。

（罰則）

第40条 第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。

最低賃金の履行確保に係る監督指導結果（令和8年1月～3月）

※各種割合は小数点以下第2位を四捨五入しています

図表1 監督実施事業場数、同労働者数

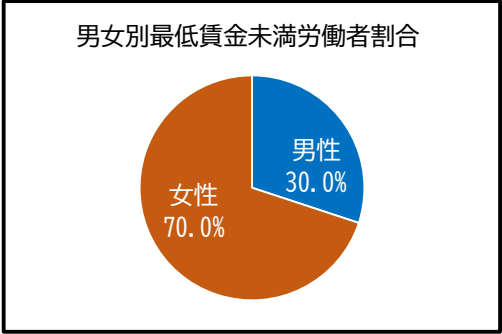
	① 監督実施事業場数	② 違反事業場数 (最賃未満)	③ 違反割合 (%)	④ 監督実施事業場労働者数(人)	⑤ 最低賃金未満労働者数(人)	⑥ 違反割合 (%)
地域別最低賃金適用事業場	906	96	10.6%	14833	293	2.0%
特定最低賃金適用事業場	4	0	0.0%	506	0	0.0%
合計	910	96	10.5%	15339	293	1.9%

②違反事業場/
①監督実施事業場数

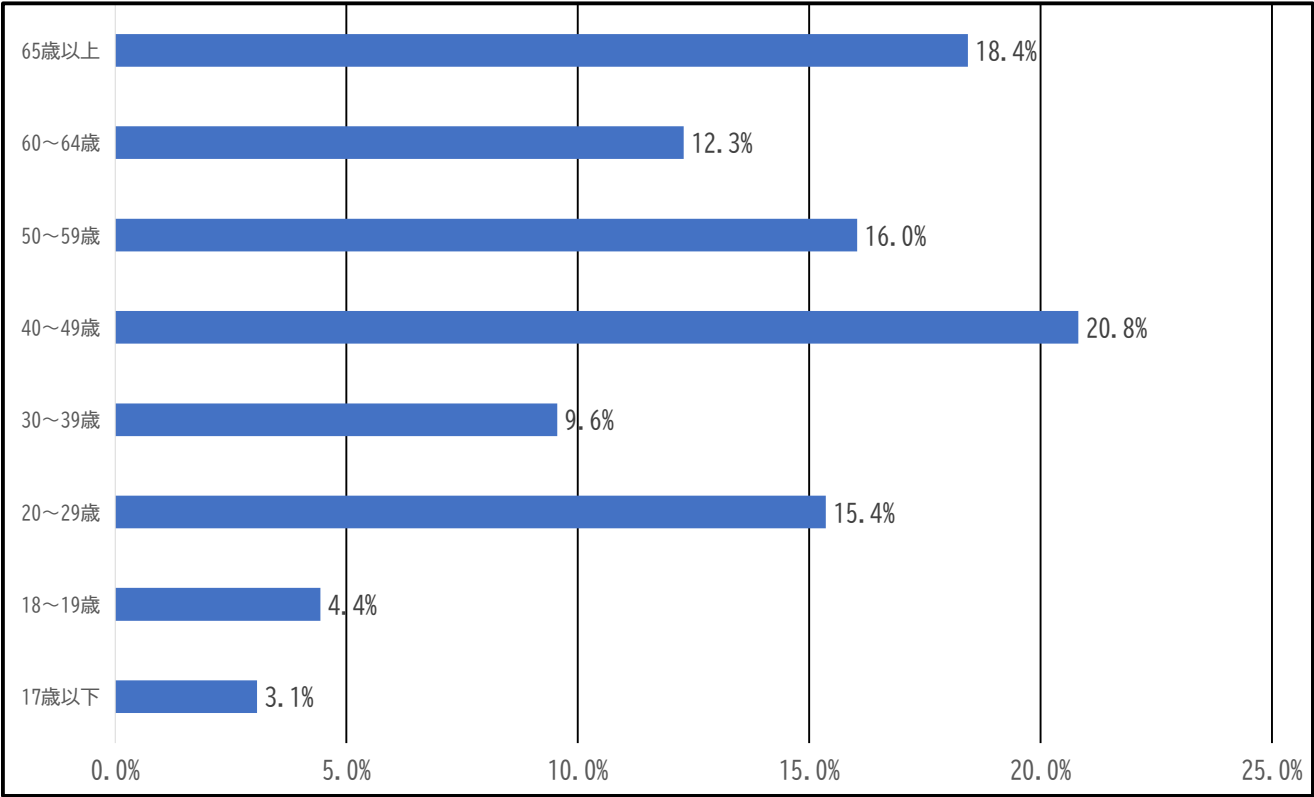
⑤違反対象労働者数/
④監督実施事業場労働者数

図表2 男女別最低賃金未満労働者数

	合計	男性	女性
最低賃金未満労働者数(人)	293	88	205
男女割合(%)	100.0%	30.0%	70.0%



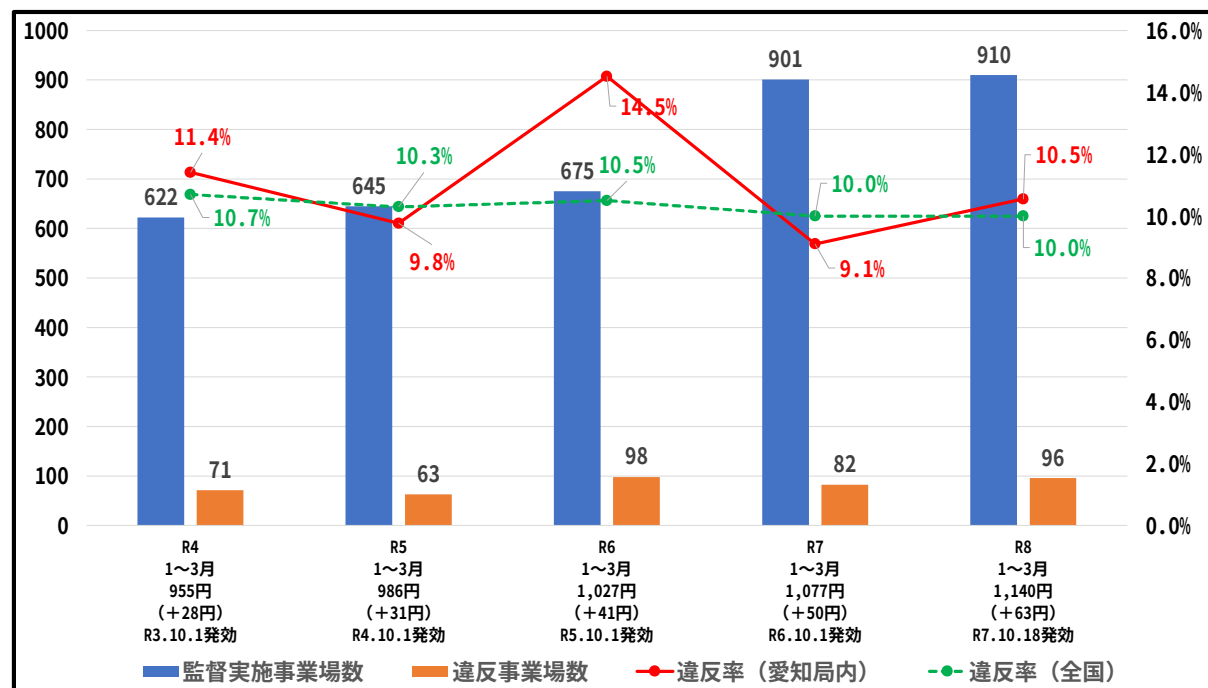
図表3 年齢別最低賃金未満労働者割合



図表4 勤務形態別最低賃金未満労働者数

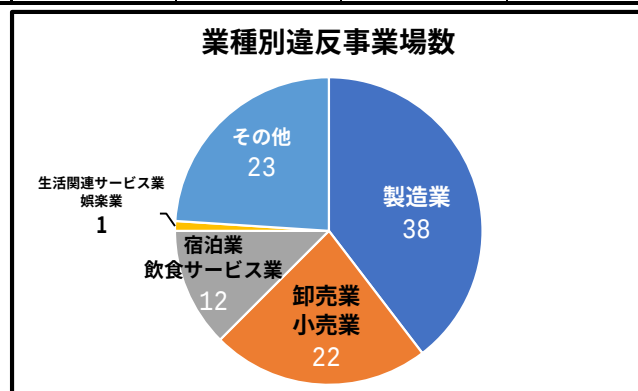
	正 規 雇 用	非 正 規 雇 用				合 計
		小 計	パ ー ト	ア ル バ イ ト	契 約 社 員 そ の 他	
最低賃金未満労働者数(人)	63	230	172	42	16	293
勤務形態別割合(%)	21.5%	78.5%	58.7%	14.3%	5.5%	100.0%

図表5 監督指導実施状況の推移



図表6 監督実施事業場数の業種別違反率

業 種	製 造 業	卸 売 業 小 売 業	宿 泊 業 飲 食 サービス 業	生活関連サービス業 娯 楽 業	そ の 他
監 督 実 施 数	321	242	136	11	200
違 反 事 業 場 数	38	22	12	1	23
業 種 別 違 反 率	11.8%	9.1%	8.8%	9.1%	11.5%



図表7 最低賃金に対する認識（全体）

認 識		事 業 場 数	割 合
適用される最低賃金額を知っている		872	95.8%
内訳	適用される最低賃金額を知らない	38	4.2%
	最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている	28	3.1%
	最低賃金が適用されることを知らなかった（最低賃金の存在を知らなかった）	10	1.1%

図表8 最低賃金額以上を支払っていない理由（複数回答を可としている）

	理 由	事 業 場 数	割 合
1	賃金を時間額に換算して比較していなかった	29	30.2%
2	最低賃金の改定（金額・発行日）を知っていたが賃金の改定をしていなかった	28	29.2%
3	適用される最低賃金額を知らなかった	21	21.9%
4	労働者から最低賃金額未満で働かせて欲しいと申出があり、合意があれば最低賃金額未満でもよいと思っていた	6	6.3%
5	労働能力が低い場合は適用されないと思っていた	6	6.3%
6	売上減・コスト増により最低賃金を支払うことができなかった	5	5.2%
7	高齢者には適用されないと思っていた	3	3.1%
8	パート・アルバイトには適用されないと思っていた	1	1.0%
9	企業間取引（BtoB取引）の問題により、最賃額を支払うことができなかった	0	0.0%
10	外国人には適用されないと思っていた	0	0.0%
11	最低賃金の減額特例許可の更新申請を怠っていた	0	0.0%
12	その他	20	20.8%

（注）複数回答のため、上記事業場数の合計は違反事業場数96件を超えている。ただし、割合は、違反事業場数96件を分母として計算している。

確認
OK?

最低賃金

働く人も、
雇う人も、
忘れずに。

最低賃金は、働くすべての人の時間額を保証する制度です。

愛知県 最低賃金

令和8年
10月1日_{から}
時間額

1,195円

前年比
55^{UP}
円

月給の人も日給の人も自分の時間額を計算してみよう



時間額を計算して、最低賃金と比較しよう!



「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。確認したい賃金(※1)と勤務地の都道府県の最低賃金額(時間額)を比較表に記入して、比較してみましょう!(※2)

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

A 時間給の方

時間給		円	≥	最低賃金額(時間額)		円
-----	----------------------	---	---	------------	----------------------	---

B 日給の方

日給		円	÷	1日の平均所定労働時間		時間	=	時間額		円	≥	最低賃金額(時間額)		円
----	----------------------	---	---	-------------	----------------------	----	---	-----	----------------------	---	---	------------	----------------------	---

C 月給の方

月給		円	÷	1か月の平均所定労働時間		時間	=	時間額		円	≥	最低賃金額(時間額)		円
----	----------------------	---	---	--------------	----------------------	----	---	-----	----------------------	---	---	------------	----------------------	---

D 上記 A、B、C が組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給)→ B の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給)→ C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん!

賃金引上げを支援する「業務改善助成金」を活用しましょう!

業務改善助成金とは? 「業務改善助成金」は、生産性向上に資する設備投資を行いつつ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター

詳しくは、こちら

0120-366-440

業務改善助成金 検索



支給の 主な要件

✓ 事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること

✓ 事業場内最低賃金の引上げ

✓ 引上げ後の賃金額の支払

✓ 生産性向上に資する機器・設備などの導入

✓ 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと

設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金 支給までの流れ



1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出



審査

2

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施



審査

3

実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出



審査

4



支給

WEBで
確認!

最低賃金に関する特設サイト

最低賃金 特設サイト 検索



最低賃金に関するお問い合わせは愛知労働局または最寄りの労働基準監督署へ

愛知労働局 検索



賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ 検索



専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
(R8.9)

最低賃金・賃金引上げに向けた 中小企業・小規模事業者への支援

1. 賃金引上げに関する支援

【別添2】

① 業務改善助成金

令和8年度の愛知県の
申請受付は終了しました

問い合わせ先

- ・業務改善助成金コールセンター
0120-366-440（平日9:00～17:00）
- ・雇用環境・均等部企画課 052-857-0313



事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者は、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。

② 賃上げ貸付利率特例制度

問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫 0120-154-505
- ・沖縄振興開発金融公庫 0120-981-827



公庫の融資を受ける際、従業員の賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、融資後2年間、利率を0.5%控除します。

（※）審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

2. 生産性向上に関する支援

③ 中小企業省力化投資補助金

問い合わせ先

- ・中小企業省力化投資補助事業コールセンター
0570-099-660（9:30～17:30／月曜～金曜
（土日祝日を除く））



人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。

④ デジタル化・AI導入補助金

問い合わせ先

- ・デジタル化・AI導入補助金事務局
0570-666-376



中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたAIを含むITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援します。

⑤ ものづくり・商業・サービス生産性 向上促進補助金

問い合わせ先

- ・ものづくり補助金事務局サポートセンター
050-3821-7013（10:00～17:00
土日祝日及び12/29～1/3を除く）



中小企業・小規模事業者等の生産性向上に資する革新的な新製品・新サービスの開発や、海外需要開拓等を行う事業のために必要な設備投資・システム構築等を支援します。

⑥ 小規模事業者持続化補助金

問い合わせ先

- ＜商工会の管轄地域で事業を営む方＞
 - ・商工会地区事務局 問合せ先はURL参照
https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/
- ＜商工会議所の管轄地域で事業を営む方＞
 - ・商工会議所地区事務局 03-6634-9307
<https://r6.jizokukahojokin.info/>



商工会地区



商工会議所
地区

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

3. その他、雇用（人材育成）に関する支援

⑦ 働き方改革推進支援助成金

問い合わせ先

- ・雇用環境・均等部企画課 052-857-0313



労働時間削減や年次有給休暇等の取得促進、勤務間インターバルの導入に向けた環境整備を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施した場合にコースに応じた上限額を助成します。賃上げ額（3%～7%以上）に応じて助成上限額の加算もあります。

⑧ キャリアアップ助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



非正規雇用労働者の企業内での正社員転換等のキャリアアップを促進し、同一労働同一賃金に取り組む際や、「年収の壁」を意識せず働ける環境を整備するために処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

⑨適正取引・価格転嫁促進ポータルサイト

問い合わせ先

・愛知県中小企業金融課
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/kakakutenkaportal.html>



様々な業種における価格交渉・価格転嫁に取り組む企業の体験談を掲載している「取引適正化・価格転嫁事例集」をダウンロードいただけます。価格交渉のヒントや価格転嫁のポイント、相談窓口などが分かりやすくまとめられています。

⑩中小受託取引適正化法（旧下請法）の法改正の詳細 R8.1.1施行

問い合わせ先

・公正取引委員会HP
https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html
・中小企業庁HP
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/index.html>



公正取引
委員会HP



中小企業庁
HP

令和8年1月1日から「中小受託取引適正化法（通称：取適法）」が施行されました。適用対象となる取引や事業者の範囲が拡大されるとともに、代金に関する協議に応じないなど、一方的な代金決定が禁止となりました。

⑪労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

問い合わせ先

・公正取引委員会事務総局経済取引局取引部
企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策
調査室 03-3581-3378



労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするため、発注者・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。

5.相談窓口

⑫よろず支援拠点

問い合わせ先

・愛知県よろず支援拠点
052-715-3188（電話での事前予約）



中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、「よろず支援拠点」を設置しています。

⑬働き方改革推進支援センター

問い合わせ先

・愛知働き方改革推進支援センター
0120-006-802（平日9:00～17:00
年末年始を除く）



「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理等の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。ぜひご活用ください。



アイチロちゃん
愛知働き方改革推進支援センター
公式キャラクター

⑭中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」

問い合わせ先（無料会員登録やログイン方法）

・ミラサポplus 運営事務局
initialization@support.mirasapo-plus.go.jp
※補助金等のご質問は、本サイトに掲載の各補助金事務局にお問い合わせ下さい。



中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。

令和7年10月、賃上げ・最低賃金特設ページを設置し、人件費計算シミュレーション機能などを追加しました。賃上げや最低賃金の対応に役立つ情報を多数まとめています。

愛知労働局の問い合わせ先

愛知労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧
<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/roudoukyoku/sosikizu.html>



厚生労働省では、事業主の皆さまの賃上げを支援しています
厚生労働省「賃上げ」支援助成金パッケージのご紹介は

▼こちらをチェック▼

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html



たしかめたん
労働基準局広報キャラクター



ありったけの

情

熱

募

集

第2回

愛知県最低賃金ポスターデザインコンテスト

あらたな最低賃金額を広く周知することを目的とした、
オリジナルかつ未発表のポスターデザインを募集します！

作品規定	以下の①～⑤を必ず盛り込んでください ① 愛知県を連想させるオリジナルイラストデザイン ② 「愛知県最低賃金」 ③ 「時間額 1,195 円」 ④ 「効力発生日 10月1日」 ⑤ 最低賃金周知を目的とした広報文・キャッチフレーズ（自由記載） （例）「必ずチェックしよう！」
作品寸法	縦横比率 縦45：横50 （解像度300dpi程度以上推奨）
応募方法	① 専用応募用紙にイラストデザインを貼付する ② 必要記載事項を入力する ③ PDFファイルにする ④ CD-ROMまたはDVD-ROMへ格納し、応募先（主催者）へ郵送または持込により提出する（学校単位での提出の場合もあるのをご注意ください）

募集対象	愛知県在住の学生の方、または愛知県内の学校へ通学する学生の方
募集期間	令和8年9月1日（火）から令和8年10月30日（金）（必着）
各賞	最優秀賞 1点 表彰状、副賞 優秀賞 1点 表彰状、副賞 奨励賞 5点 表彰状、副賞
応募先（主催者）	〒460-8507 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館4階 愛知労働局 労働基準部 賃金課 電話：052-972-0257

実施要領&応募用紙
こちらからダウンロード



主 催
愛知労働局



第2回 愛知県最低賃金ポスターデザインコンテスト 実 施 要 領 抜 粋

募集対象	愛知県在住の学生の方、または愛知県内の学校へ通学する学生の方	募集期間	令和8年9月1日（火）から令和8年10月30日（金）（必着）
作品規定	以下の①～⑤を必ず盛り込んでください ① 愛知県を連想させるオリジナルイラストデザイン ② 「愛知県最低賃金」という言葉 ③ 「時間額1,195円」という言葉 ④ 「効力発生日 10月1日」という言葉 ⑤ 最低賃金周知を目的とした広報文・キャッチフレーズ（自由記載） （例）「必ずチェックしよう！」	各 賞	最優秀賞 1点 表彰状、副賞 優秀賞 1点 表彰状、副賞 奨励賞 5点 表彰状、副賞
作品寸法	縦横比率 縦45：横50 （解像度300dpi程度以上推奨）	審査及び結果	一次審査：一般投票 二次審査：審議会委員等による審査 ホームページ等で各賞発表 12月または令和9年1月に表彰式を予定
応募方法	① 専用応募用紙にイラストデザインを貼付する ② 必要記載事項を入力する ③ PDFファイルにする ④ CD-ROMまたはDVD-ROMへ格納し、応募先（主催者）へ郵送または持込により提出する（学校単位での提出の場合もあるのでご注意ください）	注意事項	① イラストデザインは応募者本人が制作した未発表のものに限る（写真使用不可） ② 応募は一人1点のこと ③ 応募用紙提出（デザインを貼付し必要事項を入力したPDFファイル）に際し、データ容量は1MBまでを推奨する データ量が大きくなっても5MB程度を超えないこと ④ 著作権侵害等の責任について、主催者は一切の責任を負わないこと ⑤ 応募用紙の個人情報等は、問合せ、各賞通知、配送物等によるやりとり、応募作品の展示・紹介、広報活動等以外に、同意なく第三者へ開示しない ⑥ 既存デザインの複製応募は不可 ⑦ AI生成を利用した応募は不可 ⑧ 実施要領に違反した場合は、各賞決定後でも取り消す場合があること
応募先（主催者）	〒460-8507 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館4階 愛知労働局 労働基準部 賃金課 電 話：052-972-0257		

参考 完成ポスターイメージ図

縦横比率 横50 ②愛知県最低賃金という言葉

⑤広報文・キャッチフレーズ

①愛知県を連想させるイラスト

制作デザインに記載する必須事項は、「フォント」「デザイン」「文字サイズ」「配置」等自由です

募集デザイン部分

④効力発生日 10月1日

主催者記載部分

縦横比率 縦45

③時間額1,195円

2025 10.18 効力発生日 1,140円 63rd UP

第1回 愛知県最低賃金ポスターデザインコンテスト
最優秀賞作品（左）と優秀賞作品（右）の比較

特定最低賃金 / 以下の範囲で働く方々には特定最低賃金が適用されます。

●製造業 ●建設業 ●農林業 ●サービス業 ●飲食業 ●小売業 ●運輸業 ●情報業 ●医療業 ●福祉業 ●教育業 ●文化芸術業 ●スポーツ・娯楽業 ●その他

令和7年 12月16日 から 1,175円 令和7年 12月16日 から 1,146円

愛知労働局

第1回コンテスト
最優秀賞使用ポスターの例